

業掲示 第 4 号

通関業許可条件の変更について

通関業法第3条第2項の条件を下記のとおり変更したので公告する。

平成30年 6月 5日

大阪税関長 高木 隆

記

名 称 大阪通関株式会社 (法人番号 4120001160819)

所 在 地 大阪府大阪市港区築港三丁目 7番15号

代 表 者 代表取締役 曽 和 俊 仁

営 業 所 名 大阪通関株式会社 本社

所 在 地 大阪府大阪市港区築港三丁目 7番15号

許 可 条 件 「許可期間は、平成32年6月13日までとする。」に
変更する。